

公共事業の充実に関する提言・重点要望

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会資本整備総合交付金の充実について

(1) 社会資本整備総合交付金については、地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

(2) 同交付金制度の実施に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえ、今後とも必要に応じその見直しを行うこと。

2. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。